

令和 5 年 6 月 16 日現在

機関番号：34509

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2018～2022

課題番号：18K04525

研究課題名(和文) 障害者の地域自立生活における居住形態の実態と展望

研究課題名(英文) The conditions and prospects of independent living at community for people with disabilities

研究代表者

糟谷 佐紀 (KASUYA, SAKI)

神戸学院大学・総合リハビリテーション学部・教授

研究者番号：90411876

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,200,000円

研究成果の概要(和文)：精神障害者の居住実態と居住支援法人による障害者への支援内容を把握するために調査を行った。調査から、精神障害者の住宅選択は、住環境や立地よりも入居可能性(家主の理解)や家賃が優先されていること、そうしなければ住宅確保が困難であることを明らかにできた。精神障害者は環境の影響を受けやすく、良好な住環境が居住安定には重要である。障害者、特に精神障害者の居住の安定には、居住支援法人などによる入居後支援が重要な役割を果たしていることも明らかになった。コロナ禍により調査遂行できなかったが、シェアハウスや障害者専用マンションなど現行制度にない居住形態も選択肢となりうると考え、調査を行う予定である。

研究成果の学術的意義や社会的意義

日本の精神障害者の長期入院に関して、国際社会から批判を受け続けているが改善することができていない状況にある。生活支援サービスも必要であるが、住宅の確保ができないために退院できない実態もあった。障害者自身が望む生活を実現することは喫緊の課題である。精神障害者の居住の安定に対し、住宅供給や住環境、生活支援サービスのあり方を明らかにすることは、居住の安定のための方策の検討につながる。

研究成果の概要(英文)：This study was investigated the living conditions of people with psychiatric disabilities and the support contents of housing support organization. It clearly that easy to move in was prioritized over the living environment and location in securing housing for the people with psychiatric disabilities. People with psychiatric disabilities are particularly susceptible to the effects of the environment. Housing in a good living environment will stabilize, then it is able to reduce problems with neighbors after moving in. Although, we were unable to carry out the survey due to the Covit19, I'm planning to conduct a survey for living styles that are not covered by the current system, such as shared houses and condominiums exclusively for people with disabilities.

研究分野：障害者の住宅政策

キーワード：障害者 精神障害者 住宅政策 居住形態

1. 研究開始当初の背景

戦後日本において、障害者は家族に扶養される存在とみなされ、障害者施策は障害者家族に対する支援が中心であった。1980年に公営住宅への身体障害者の単身入居が認められ、1989年に知的障害者の地域生活支援（グループホーム）が制度化されるなど（2009年からは身体障害者も対象）障害当事者に対する居住支援が始まった。その後、障害者施策は「脱施設化・地域移行」へと大きく舵を切った。2003年の支援費制度より、措置制度から契約方式へと障害者自身が障害福祉サービスの選択・決定が可能となった。これにより、施設や親元から出て自立生活を実現する障害者が増加した。しかし、2006年の住生活基本法以降、日本の住宅政策は市場住宅を住宅供給の中心とし、公営住宅数は減少傾向にある。障害者向けの唯一と言ってよい住宅施策であった公営住宅の戸数はきわめて少なく、しかし入居希望者は多いため応募倍率は高騰し入居は容易ではない。本研究における自立生活とは「施設や親元を出て介助者を確保して生活すること」を指す。

2001年からの10年間で、在宅生活を送る障害者は約150万人増加し、施設入居者は約15万人減少した。公的統計によると、親と暮らしている65歳未満の在宅障害者の割合は高い。その割合は、身体障害者の半数、知的障害者9割、精神障害者7割と障害種別により状況は大きく異なる。障害者の持ち家率は約8割と、日本全体の持ち家率（約6割）と比べると高い。自身の持ち家に暮らす身体障害者（全体の半数は自身所有）と、家族持ち家（主に親）に暮らす知的障害者と精神障害者が多い。身体障害者の持ち家取得は受傷前の取得か、受傷によって得た保険金等での購入が多い。つまり、非就労もしくは低所得の先天性障害者には、持ち家取得の可能性は低いと言える。入所施設退所後、あるいは親亡き後の住まいとしてグループホームに入居する知的障害者は多い。

他方、精神障害者においては、精神科病院の入院患者の約7万人が「受け入れ条件が整えば退院可能」とされている。この状況には複数の要因が関連している。その一つに退院後の住まいの確保の困難さがある。日本の精神障害者の長期入院は国際社会から批判を受けており、地域生活への移行は急務である。

2. 研究の目的

本研究の目的は、これまで主に社会学分野で議論されてきた障害者の地域自立生活に関して、その実現や継続に住宅が果たす役割を明らかにするとともに、自立生活を可能とする新しい居住形態、居住支援のあり方を探ることである。現在、障害者がどのような居住形態で暮らしているのかを把握するとともに、制度にない居住形態の実態把握を行う予定であった。精神障害者の在宅生活が、何によって支えられてきたのかを明らかにすることを目的とした。しかし、いくつかの居住形態に特徴のある障害者向け住宅の事前調査を終え本調査に進む時期に、新型コロナウイルス感染拡大により長期にわたる移動制限を余儀なくされることとなった。居住実態調査は、生活空間である住宅内に入る必要がある調査のため、この期間は実施できなかった。2回の延長申請を行ったが、当初の研究目的の一つである新しい居住形態の実態調査を遂行することはできなかった。

そこで、新しい居住形態の実態調査に代わり、支援対象に障害者を含む居住支援法人の支援の内容を把握し、支援に関する課題を明らかにすることを研究の目的とすることとした。

3. 研究の方法

当初は、身体障害者のシェアハウスや視聴覚障害者専用マンション、健常者と障害者のシェアハウスなど、障害者向けの新しい居住形態について現地調査を行い、住環境や立地、運営手法等を把握する予定である。高齢者・障害者・子育て世帯居住安定化推進事業（現・スマートウェルネス住宅推進等モデル事業）に採択され建設された、障害者向け住宅の事例調査を行うこととしていた。事前調査として、グループホームや福祉ホーム、現行制度によらない障害者を対象とした民間賃貸住宅などの10事例の住宅実態調査を行った。

精神障害者の居住実態の把握については、神戸市精神障害者社会復帰施設連盟（以下、社会復帰施設連盟）と神戸市内の障害者地域生活支援センター（以下、地域生活支援センター、2021年4月より障害者相談支援センターに改名）の協力を得て、精神障害者に対するアンケート調査により実施した。

支援対象に障害者を含む居住支援法人の支援内容の把握は、居住支援法人385法人（2022年12月末時点における法人全体の64.2%）に対し、郵送によるアンケート調査により行った。調査項目は、法人の概要、支援内容の中でも障害者と障害者以外を対象とした時の違い、障害者の居住支援に対する負担感、障害者にとって特に重視する住宅の特徴などである。

4. 研究成果

まず、現行制度によらない障害者を対象とした民間賃貸住宅の調査を行った。不動産会社やNPO法人などが、障害者のニーズに応じて独自に建設した身体障害者を対象とした3つの民間賃

貸住宅の特徴をみるところから、障害者が求めている住宅条件を検討した。A住宅は、障害者だけではない多様な世帯が暮らす共同住宅であり、建物内のオープンスペースを地域住民に開放することで、入居者と地域住民の交流が得られていた。B住宅では、対象者の障害と身体機能レベルを限定することで、浴室や便所を特殊な仕様であるが障害者が介助なしで入浴や排泄を行うことができる物的環境を得ていた。他方、C住宅では、シェアハウスとして浴室や便所、食事室を共有し、居室入口は木製扉で施錠可能であるが、ほとんどの者が開錠したままで生活を送っていた。このことで、夜間、介護者不在の障害者に支援が必要となった場合、同階に暮らす他の障害者の介護者に支援を求めることができた。現行制度による障害者向けの居住施設や、一般的な賃貸住宅では得られない、居住者構成や物的環境、介護のあり方を実現する民間賃貸住宅の特徴から、障害者が希求する住宅条件を明らかにすることができた。

次に、在宅生活を送る精神障害者本人を対象とした居住実態の把握を目的としたアンケート調査の結果をみる。アンケート回答者の持ち家居住の割合は約3割と低く、これは公的調査の精神障害者の持ち家率と比べても低かった。これは、回答者の6割がひとり暮らしであることに関連している。回答者には、調査協力を依頼した事業所や地域生活支援センターの支援を受けて、ひとりで暮らししている者が多い。借家居住の回答者の3割が民営借家、2割が公営借家であった。精神疾患を発症した時と現在の住宅が異なる者は全体の7割と高かった。親同居からひとり暮らしへの移行など世帯の変化が多くみられた。現在の住宅に対する満足度が高いわけではないが、居住継続を希望する者の割合は約8割と高い。精神障害者が新たな住宅を確保することは困難であることがあることから、多少住宅に不具合があっても居住継続を優先させていることが推察される。

アンケート回答者の内、質問紙に記載したインタビュー調査の依頼に承諾の得られた16名を対象に、対面による半構造化インタビューを実施した。インタビュー調査では、アンケート調査でたずねた発症時と現在の2時点だけでなく、幼少期から現在に至るまでの家族状況や就労・就学状況、入退院の経験、住宅変遷をたずねた。ここから、精神障害者の在宅生活を安定させる、あるいは不安定にする因子を検討した。精神疾患の発症に影響したと考えられる項目は「家族」「仕事」「長期入院」「身体の病気」の4つであった。そのうち、対象者の在宅生活を不安定にする因子は、「家族」「仕事」「長期入院」の3つであった。対象者の特徴として、引っ越し回数が多いことがあげられた。引っ越し理由は、自身の結婚・離婚、親の離婚、阪神淡路大震災による被災、6か月以上の精神科病院への入院により住宅を解約し、退院時に別の住宅へ転居したケースなどである。16名の対象者の住宅所有形態の内訳は、民営借家9名、公営住宅1名、UR借家2名、持ち家3名（本人所有1名、家族所有2名）、グループホーム1名であった。持ち家に暮らしている者は、借家居住者より引っ越し回数が少なく、居住は安定していた。

最後に、居住支援法人に対する調査の結果である。調査対象とした居住支援法人は「障害者」を対象としているが、その多くが高齢者、低額所得者、子育て世帯も対象としていた。障害者のみを対象に掲げている法人はほとんどない。法人の種別は、株式会社が約3割と多くを占め、NPO法人、社会福祉法人、一般社団法人と続く。法人利用者の属性を見ると、最も多いのが高齢者（144法人）、ついで低所得者（140法人）、障害者（136法人）であった。障害者の中では、精神障害者（73法人）が身体障害者（62法人）、知的障害者（65法人）よりも少し多く、精神障害者の利用が「特に多い」と回答した法人は11法人あった。障害者に対する入居前支援における入居拒否の経験の有無をたずねたところ、半数以上が入居拒否の経験ありと回答した。障害者に対する入居拒否が、他の住宅確保要配慮者と比べて多いという回答が6割を占めた。拒否される理由として、精神障害者に対し入居後のトラブルを回避したいという大家の意向が大きいという回答が多くみられた。障害者の居住支援の負担は、他の住宅確保要配慮者と比較して大きいと感じている法人が半数を超えた。負担は大きくても、障害者の状況を把握し、大家や管理会社に障害理解を得られるように、障害状況の詳細な説明を行い、緊急時の対応を担うなど、各法人が障害者の居住支援に工夫を凝らしながら丁寧に対応している実態も明らかになった。障害者の住まい探しにおいて重要視する項目は、「家主の障害に対する理解」「住居費（家賃や共益費など）」が半数以上から回答され、住環境や立地条件よりも高い割合であった。

障害者が民間賃貸住宅に入居することは容易ではない。今回、精神障害者の居住実態把握と居住支援法人に対する支援内容の調査から、家主の差別や偏見だけではなく、入居後のトラブルを回避したいという家主の意向から、入居拒否が多いことが明らかになった。精神障害者の住宅選択は、生活しやすい住環境や立地を重視するよりも、入居可能な住宅であることが優先されていた。精神障害者は環境に影響を受けやすい。安定した生活を送ることができる住環境を持つ住宅を確保することは、居住の安定につながり、入居後の近隣トラブル等も回避できると考える。現在は、居住支援法人による入居後の居住支援サービスを受けることで安定した生活を送ることができている精神障害者が多い。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計4件（うち査読付論文 2件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 1件）

1. 著者名 糟谷佐紀、平山洋介	4. 巻 776
2. 論文標題 在宅生活を送る知的障害者の居住実態	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 日本建築学会計画系論文集	6. 最初と最後の頁 2217-2226
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) 10.3130/aija.85.2217	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 糟谷佐紀、平山洋介	4. 巻 774
2. 論文標題 重度肢体不自由者の在宅生活を支える条件としての住まいのあり方について	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 日本建築学会計画系論文集	6. 最初と最後の頁 1761-1770
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) 10.3130/aija.85.1761	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 糟谷佐紀	4. 巻 Vol.35 1
2. 論文標題 住宅所有形態が身体障害者の在宅生活に与える影響	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 リハビリテーション・エンジニアリング	6. 最初と最後の頁 22-26
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 糟谷佐紀	4. 巻 2019年12月号
2. 論文標題 障害者が安心して暮らすための住まいの確保	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 ひょうご人権ジャーナル きずな	6. 最初と最後の頁 5
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

〔学会発表〕 計5件（うち招待講演 0件 / うち国際学会 0件）

1. 発表者名 糟谷佐紀
2. 発表標題 重度肢体不自由者に対する賃貸住宅の借りづらさの状況
3. 学会等名 第36回八工学カンファレンスfrom中国・四国支部
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 糟谷佐紀
2. 発表標題 排泄場所・入浴方法と住宅所有形態 - 頸髄損傷者へのアンケート調査より -
3. 学会等名 第35回八工学カンファレンスin北九州
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 糟谷佐紀
2. 発表標題 障害者の地域生活を支える新しい居住形態の実態把握
3. 学会等名 日本福祉のまちづくり学会 第22回全国大会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 糟谷佐紀
2. 発表標題 所有形態別にみる既存住宅のバリアフリー整備状況
3. 学会等名 第34回八工学カンファレンス in さっぽろ
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 糟谷佐紀
2. 発表標題 知的障害者の生活の場の選択における住宅の役割
3. 学会等名 障害学会第15回大会（2018年度）
4. 発表年 2018年

〔図書〕 計1件

1. 著者名 糟谷 佐紀	4. 発行年 2020年
2. 出版社 医学書院	5. 総ページ数 330
3. 書名 「移動と歩行」内の「福祉用具および環境と移動」	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------